

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

大事故を経験に本当の安全知る

有償にした保護具で意識高める

飯田製作所

ニュース

若年労働者 危険感受性向上が課題に

中災防 製造事業場の災害実態を調査

トップ&キーマンいんたびゅう

平成24年度 主要労働局の重点施策

労災増加 非常事態で対応急務

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2162

2012

5 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
高橋社会保険労務士事務所

所長 高橋雅人

第129回

複数の職場で就労した労働者がくも膜下出血を発症し死亡

■ 災害のあらまし ■

過去に2度転職した労働者Xが、3社目の研修期間中に自宅で就寝中突然くも膜下出血を発症し死亡した。

■ 判断 ■

遺族は、Xが複数の職場で就労した後にくも膜下出血を発症し死亡したことは、業務上の事由に起因するものであるとして労災保険法に基づく遺族給付を請求したが、労働基準監督署長は不支給決定とした。遺族は同決定を不服として審査請求、再審査請求を行ったがいずれも棄却され、不支給決定取消訴訟を提起した。

裁判所は転職により複数の職場で就労した後にくも膜下出血を発症して死亡したについて、現使用者の下ではなく前使用者の下での就労実態が過重なものと評価し、労災保険法上の業務起因性を肯定、業務上として不支給決定処分を取り消した。

■ 解説 ■

Xは学校を卒業後、A出版社に入社し、教材販売と営業企画の業務に従事した。その後B社へ転職し店舗でのビデオレンタルなどの業務に従事し、店舗の経営を任せられるまでとなった。B社を退職した後は、雇用保険の基本手当を受給しながら求職活動を行い、3カ月後に印刷業C社へ就職し、営業事務や研修に従事していた。このC社への入社後にくも膜下出血を突然発症し死亡するまでに至った。

労基署長の判断は、このくも膜下出血は脳動脈瘤の破裂によるものであり、これは、加齢・食生活・生活環境などの日常生活による諸要因や遺伝など個人に内在する要因により、生体が受ける通常の負荷に

より発症したものであり、業務起因性はないとした。

これに対し遺族の主張は、このくも膜下出血は脳動脈瘤の破裂により発症したものであり、これは、Xの従事した業務が客観的にみて、社会通念上、血管病変などをその自然経過を超えて著しく増悪させくも膜下出血の発症に至らせるほどの過重負荷を与えたものと評価するべきで、業務起因性があるとするものであった。裁判所は双方の主張を判断するためにXの就労実態の調査を行った。

現職のC社での就労実態は、特に過重といえるものではなく、発症1週間前のXの総労働時間は42時間で時間外は2時間であった。業務内容もXの得意とするパソコンを使った業務であり、精神的、肉体的にXの負担となるものではなかった。

前職のB社での就労実態をみると、これは過重であると評価されるものであった。その労働時間は退職前6カ月間を平均すると月当たり80時間を超える時間外労働時間となっており、それ以前には、月当たり100時間を超える時間外労働時間が3カ月連続していたこともあった。

この就労実態であると、慢性的な睡眠不足であり、また、店舗の運営やリニューアルが重なるなど精神的に負荷の高いものであり、疲労はかなり蓄積していたと評価できる。このような状態であれば、たとえ退職後3カ月間労働に従事していなくとも、過重に蓄積された疲労の回復を図るのには十分ではなく、死亡の状況が劇的にも膜下出血の発症であることから、脳動脈瘤の破裂によるものと評価することは妥当であるといえる。

したがって、裁判所は、B社におけるXの就労実態から、B社における業務と疾病



の発症およびこれによるXの死亡との間に相当因果関係はあり、業務起因性はあるものと認めることができ、遺族給付の不支給決定処分を取り消す判決とした。

厚生労働省通達における脳・心臓疾患の労災認定基準として「長期間の過重業務」がある。恒常的な長時間労働などの負荷が長期にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変などをその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発生させることがあるとし、発症前おおむね6カ月間を評価基準としている。

今回はこの基準に沿った判断がなされたものであった。

通常、労災保険法の業務上を認定する場合には現使用者の下での就労を原因とするものであるが、このケースでは、現使用者ではなく前使用者の下における就労を原因とした特異なものであった。

事業主は日頃から労働者の労働時間を適切に管理し、その健康状態を把握する必要がある。この管理を怠ると退職した労働者またはその遺族から思いもかけず労災の申し立てをされる可能性があることを認識するべきである。